

資料 7

高潮浸水想定区域における要配慮者利用施設の指定について

水防法第 14 条の 3 において、高潮浸水想定区域が指定されており、この区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設の内、高潮時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設を指定し、地域防災計画に記載する必要があります。

令和 3 年 6 月に高潮浸水想定区域が見直され、この区域内にある高潮時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる下記施設について、指定をし、地域防災計画に掲載するものです。

○ 高潮浸水想定区域における要配慮者利用施設

番号	施設の名称	所在地	施設区分
1	ファミリーハウス「とんと」森岡	森岡字前田 16 番地の 1	社会福祉施設
2	E a s t B a y	緒川字旭 21 番地の 2	社会福祉施設
3	ぽーらーべあ	石浜字中央 18 番地の 14	社会福祉施設
4	ZZZ ひまわり	石浜字中央 12 番地の 11	社会福祉施設
5	ZZZ コスモス	石浜字中央 12 番地の 11	社会福祉施設
6	キッズタウン J u m p	緒川字竹塚 8 番地の 43	社会福祉施設
7	東浦町社会福祉協議会 放課後等デイサービス はぐ	石浜字岐路 46 番地の 1	社会福祉施設
8	緒川児童館	緒川字屋敷式区 61 番地の 1	児童福祉施設
9	東浦中学校	石浜字障戸 19 番地	学校施設

※想定浸水深が 0.5m 未満及び医療施設のうち、外来施設は除く。